

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年5月2日

愛媛県立伊予農業高等学校長 永井 伊秀

1 入札に付する事項

(1) 件名(業務名及び数量)

愛媛県立伊予農業高等学校乾式電子複写機複写サービス(1枚あたり)

(2) 契約内容等

令和7年6月1日から令和12年5月31日までの5年間の愛媛県立伊予農業高等学校乾式電子複写機複写サービス

(詳細は、別途配布する仕様書、契約書(案)等入札関係資料による。)

(3) 契約期間

令和7年6月1日から令和12年5月31日(5年間)

(なお、この契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、当該契約に係る県の歳出予算に減額又は削除があったときは、契約を変更または解除できる旨の特約を付す。)

(4) 設置場所

愛媛県立伊予農業高等学校 本館1階印刷室(伊予市下吾川1433)

(5) 入札方法

ア 入札金額は、1枚単価(消費税及び地方消費税抜きで、小数点以下第2位まで)を記入すること。

イ 入札は紙入札により、持参又は郵送等により提出すること。

ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格等

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 知事の審査を受け、令和5・6・7年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 入札参加申込書の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 愛媛県内に事業所を有し、保守体制が完備され、連絡後おおむね1時間で保守職員を派遣できる体制を有していること。

3 入札参加申込書等の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ必要な資格を有していることの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出すること。必要書類の提出がない者の入札への参加は認めない。

(1) 必要書類

ア 入札参加申込書

イ 事業所及び保守体制に関する報告書

ウ 入札する機器(仕様書の条件を満たすことが確認できるもの)のカタログ等

(2) 提出先及び提出期間等

ア 提出先

愛媛県立伊予農業高等学校 事務室

〒799-3111

伊予市下吾川1433

TEL 089-982-1225

イ 提出期間

令和7年5月7日(水)から5月14日(水)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時20分から午後4時50分までをいう。)

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、令和7年5月14日(水)午後4時50分までに、アに掲げる場所に必着のこと。

オ 結果の通知

入札参加申込書の提出者には、令和7年5月16日(金)午後4時50分までに、確認結果を通知する。

4 入札関係書類を示す場所等

(1) 入札説明書及び入札参加申込書等の交付場所並びに問合せ先

上記3の(2)アに掲げる場所

(2) 現地説明

令和7年5月7日(水)から5月14日(水)までの間で、随時、現地説明を行うので、希望者は上記3の(2)アへ直接申し込むこと。

5 入札及び開札

(1) 入札書の提出場所

愛媛県立伊予農業高等学校 事務室

〒799-3111

伊予市下吾川1433

TEL 089-982-1225

(2) 入札書の受領期限

令和7年5月20日(火) 午前9時59分

(3) 開札の日時

令和7年5月20日(火) 午前10時00分

(4) 開札の場所

愛媛県立伊予農業高等学校 小会議室

〒799-3111

伊予市下吾川1433

(5) 入札書の提出方法

持参又は郵送等により提出(必着)すること。電送による提出は認めない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

(6) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。